

## 平成24年第1回臨時会

# 歌志内市議会会議録

## 第1日目（平成24年1月27日）

---

（午前 9時58分 開会）

### 開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成24年歌志内市議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に3番湯浅礼子さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

### 会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会は、本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

### 諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案4件、委員長報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成23年第4回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 市 政 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第4 市政報告であります。

一般行政について報告を求めます。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

おはようございます。

平成23年12月13日開催第4回定例市議会以降の市政報告1件を申し上げます。

神威保育所における灯油盗難についてでございます。

保健福祉課の所管する神威保育所におきまして、盗難被害が発生したことについて御報告いたします。

当該施設の屋外に設置しております灯油ホームタンク容量490リットルより、灯油約200リットルが抜き取られたもので、1万7,400円相当の被害となります。

状況といたしましては、1月11日の午前11時ごろ、取引業者により満タンとする給油316リットルを実施しており、当日、夕刻の退庁時には特に異常がなかったことを確認しております。その後、翌々日、13日の午後3時40分ごろ、職員がタンクの残量を確認したところ、ゲージが極端に下がっていたため不審に思い、取引業者に圧力検査等の調査を依頼した結果、タンクや配管からの灯油の漏えいなどの異常は確認されませんでした。

このため、タンク付近の雪を調べたところ、灯油が確認されたことから、盗難の可能性があると判断し、赤歌警察署に通報、警察官臨場のもと現場検証を行い、被害届を提出するとともに、今後の予防対策として灯油タンクへ盗難予防器具を設置いたしました。

なお、他の公共施設について状況確認を行ったところ被害はございませんでしたが、改めて管理状況の再確認及び日常点検の強化など、施設管理に万全を図るよう指示したところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） さきの委員会でも報告あったのですがけれども、昨年からこういったたぐいの盗難事故、給食センターですとか市の車庫ですとか、いろいろな盗難事故の被害があるのですがけれども、それに対して市としてというか、その担当としてなのではしょうけれども、危機管理、責任のあり方というのが何かちょっと見えてこないというのが感じられるのですがけれども、その辺に関しての見解を伺いたいと思います。

それと今回、灯油の盗難に関しては、どんな手口だというふうにある程度判明はされているのかどうか、対策としてどういうことを行ったのかと、この辺についてお尋ねをしたいと思

ます。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 今のそういった公共施設の管理等についての1点目の質問でございます。

昨今、こういったいろいろな事件、事故と申しますか、そういった盗難等を含めて公共施設での被害が各地に広がっているということについては十分認識をいたしているところでございます。赤歌警察署とも連携をとりながら、そういったたぐいの事故等の発生については常時情報を提供していただき、当市に該当するような状況があった場合には、それぞれ企画調整会議等を通じて各所属長に管理に十分当たるようお話をしているところでございます。

今般につきましても被害届を提出いたしましたけれども、御承知のように、その後、赤歌警察署のほうではそういった事故についての住民への意識と申しますか、喚起を行っておりますので、そういった中で、私のほうといたしましても、各施設の管理について万全を期すよう指示したところでございます。

今後についても、そういった情報の提供を受けながら管理に万全を期してまいりたいと、このように思っています。

2点目につきましては、所管の課長のほうから答弁させます。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 冒頭申し上げましたとおり、直ちに予防器具装置を設置いたしまして行っております。また、日常の中できめ細やかに、そういう犯罪が起きないように監視をするよう努めてまいるように徹底しております。

手口については、当時、警察官臨場の鑑識を行ったのですが、雪が降っていたために足跡もとれなくて確認はできなかつた。単純には、上のタンクを開けて、簡易ポンプというのですか、あれを用いたのではないかと申すこと、今言いましたように車の跡が確認とれないものですから、乗用車なのか貨物なのか、その辺は特定できませんでした。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今、市長のおっしゃられるとおり、万全を期して今後こういうことのないようにということなのですけれども、今、予防器具の装置を取りつけたと。これは市販されているものなのか、そういうものをつけることが、先ほど市長からお話があった、ほかのそういう公共施設にも必要ではないのかということなのですけれども、それはもう取りつける段取りはしているのかどうか。その予防器具装置の内容について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 私どもで取りつけた予防器具ですが、490リッターのホームタンクの給油口でございますね、あの中にすぼっと入る筒状のもので、下が網状になっております。それで、給油はどっと入るのですけれども、それ以上長いものがそれ以上入っていかないという装置で、私どもで購入したのは約6,000円程度の器具でございます。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 他の公共施設の対応でございますが、今、それぞれ各施設から報告を受けて被害がないということで、今言われたように保育所については、490リッターということでございますので、それぞれ各施設には規模等違ったタンクが設置されております。そういった内容を精査しながら、同じようなものでいいのか、あるいは違った形の防具装置ということになるのか、早急に検討して取りつけないかと思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 市の公共施設はもとよりなのですけれども、町内会の会館などはほとんどこういう形で灯油のタンクを設備されているのですけれども、その辺に注意喚起などは必要なのではないかと思うのですけれども、その辺、担当としていかがですか。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 十分それは警察のほうでも住民には周知しております。今言われました町内会等の関係については、集会場、町内会館、それぞれ改良住宅とかそういったものも対応、それから町内会単位で持っている町内会館、あるいは施設等もございますので、そういったことについて注意を喚起するよう各町内会長さんあてに情報の提供をしていきたいと、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） こういう問題が発生して、それぞれそのときそのときの答弁をいただいているわけですけれども、当市の行政的にこの危機管理についてどういうふう組織され、そしてどのようにふだん行われているか、この辺について伺っておきたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 日常的には、今回の調査でも各所管課からいただきました。まず、日常的に点検強化するのは当然のことでございます。それとともに、それぞれ公共施設、学校を中心に、また学校やそれぞれ福祉の施設等もありますので、十分まず子供たちやお年寄りに対しては安全を期するということがまず前提にあります。

こういう灯油関係については、灯油の盗難については全道的にもこういう事件が発生しているということで、それぞれ日常的にも喚起を促しているわけですけれども、これからの安全性というか、住みよいまちづくりの一つになると思えますけれども、まずそういうねらわれない体制づくりということをもう一方で考えなければならないのかなど。

改めての今回の保育所の灯油の位置についても、ちょうど雪で陰になっているということで、道道に面している割には堂々と灯油が盗まれるといったケースもありますので、そういう意味でもきちんとそれぞれの各管理者が日常的にまず点検する、盗まれない対応をきちんと今後していく必要があるなどということで、改めて思っているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 今ほど総務課長のほうで点検強化の話がありました。点検強化について、各所管どのような手順、どのような形の中でふだんやられておられるか、これが1点。それから、実は芦別に居住している方が、たまたま私おつき合いしている方なのですが、当時、やはりタンクの上、メーターが見えるようになっていきますよね、浮きで。あれが手いっぱい上へ来ると満タンだということがわかるのです。あれは、盗難の本当の目安になるよと。それで、缶詰の缶を切ってすぽんと入れておけば外部から見えないから、そういう方法も一つの手ですよということで、私の家は灯油タンク二つありますけれども早速やっております。

そういうような、それこそほとんどただでできるような防止策もあるということ、まず私もこの場でお教えしたいなと思うことと、やはり盗難する方は事前調査を必ずしているはずなのですよ、物とりは。いきなり来て、いきなりぼんと盗難ということはありません。そういったことで今この話をしたのですが、実は私、振り返ってみますと楽生園の金銭問題、それから

福祉事務所の金銭問題、給食センター、タイヤ、灯油と、こういう問題がずっとあるけれども、結果がどうなっているか全くその報告がないのです、いまだかつて過去の問題も。結局、時勢に流していると。これでは本当に危機感を持っているのかどうかというのは、やはり疑いをせざるを得なくなってしまうのですよ。そういったことで、やはり今言ったように点検の強化もどういう手順でやっておられるか、この辺についてはしっかりとお聞きしておきたいところなので、ひとつ建設的な答弁をお願いします。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 今、言われたとおり、今後の対策について日常点検を強化するというのが、22の施設があって32台の灯油タンク等が設置されております。その中でお話にありました給油量の調整ということで、満タンにしないでいますよというのが2施設あります。

それで、今後の対応については同じように、13施設については日常点検をさらに強化していくということで回答をいただいております、また、盗難防止の器具等の設置について、1台7,000円から8,000円ぐらい、先ほど荒岡課長が言いましたけれども、6,000円から8,000円ということで、予防対策としては、その盗難防止の器具を設置することがいいのかなということで、今後さらにそれぞれの施設をもう一度再確認して、盗難防止のために日常的にねらわれない対策を講じていきたいなど。具体的にそれぞれの施設を見て、再度改めてそういう対策を講じる必要があるのかなということで考えております。

また今言われたとおりに、給油の調整についても確かにそうかなと。満タンになっていなければ取りに来る者もないだろうなということも一つの発想もありますけれども、それぞれの公共施設によっては大量に冬期間燃料を使うこともありますので、それらも含めて今後それぞれの所管課長と十分協議をして、この危機管理について協議をしていきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 先ほど荒岡課長のほうで、盗難予防の網がついて、燃料は入るけれどもパイプが入らないものだという答弁をしていたようなのですが、恐らくプロは電動つきのものを使っていると思うのですよ。それで、この網なのですが、例えばパイプ、違うパイプでどんとやったら簡単に破けるのではないかなと思うのです。それだけ強化な網なのかどうか、そこら辺はどうなのでしょう。せっかく六千何がしかけて全部施設、仮にやったとしても、プロというのはそういうふうになったら、パイプでどんと恐らく破れていたら、電動つきのを入れて一発で持っていきますから。だから、網の強度なんていうのはどういうものなのでしょう。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） まさにおっしゃるとおり、今言ったように金棒ですね、あれで思い切りやるとどうでしょうか、その辺はそんな強固なものではないので。ただ、今言いましたように、そういうふうプロの方がしようとするればいろいろな手法が考えられますよね。パイプを切られたりとか、今、言った金のこで切ったり、やろうとすればきりが無いとは思いますが、今言いましたように、ある程度その辺はこれらの防犯対策という実績の中で開発された商品ということで承っておりますし、今言いましたように、かなりな力でなければ金具が破れないようになっておりますので、その辺は器具の信憑性を信じて対応をしておりますけれども、これをつけたからといって手放しで満足できるものではないので、今言いましたように事前の点検なり確認というのをやっぱり強化して防犯に備えていくということで考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、教育行政について報告を求めます。

吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） ー登壇ー

おはようございます。

教育行政2件について御報告申し上げます。

1件目は、平成23年度の成人式について御報告いたします。

今年度の成人式を1月8日の日曜日に公民館で開催いたしました。新成人の該当者は平成3年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた48名ですが、そのうち男性が15名、女性が13名の計28名が出席いたしました。

当日は、例年同様に記念撮影の後、式典を行い、教育委員長が式辞を述べ、市長と議長から祝辞をいただきましたが、新成人全員が真摯な態度で送られた言葉を真剣に聞いていました。最後に、新成人の代表は力強く誓いの言葉を述べられました。

今年度は、成人式の記念として、新成人の生まれた年の主なニュースが掲載された新聞記事を出席者にお配りいたしました。

引き続き、新成人による実行委員会が主催する祝賀会が開催され、懐かしい友達や中学校の恩師たちとの再会を喜び、中学校在学時のDVDの映像が会場に上映されると大きな歓声が沸くなど、華やかな雰囲気の中、無事終了いたしました。

なお、ことしも市内に住民登録のない新成人9名が出席し、出席率は昨年並みの58%になりましたことを御報告申し上げます。

2件目は、4市町間の公の施設の相互利用に関する協定書の調印式についてでございます。

昨年の第2回及び第4回定例市議会にて御報告しております本市と上砂川町、奈井江町、浦臼町の4市町間の公の施設の相互利用に関する協定につきまして、1月19日、奈井江町役場を会場として調印式を行い、4市町の協定妥結を予定どおり終えることができました。

当日は、各首長が4通の協定書に署名を行い、複数のマスコミ、取材陣が取り囲む中、かたい握手を交わし、各市町の住民が交流を深め、大きな活動が生まれることを期待することなど、4名の首長がそれぞれあいさつや期待の言葉を述べ、連携の重要などを確認したところであります。

今後は相互利用の開始日となる4月1日に向け、4市町とも広報紙やチラシ配布などを行い、住民の皆様への周知を図ってまいります。

以上、2件御報告を申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 去年も質問したと思うのですがけれども、ことしもそうだったのかなということでお伺いをいたします。

昨年、私が言ったのは記念写真です。記念写真は自己負担だということでお話を聞きました。そこで私は、成人式で二十になったお祝いなので、写真ぐらいは公費で記念品としてあげたらどうだという質問をした経緯がございます。そこで、ことしもそうだったのか、それから、もしそうだったとすれば来年もそうなのか。先ほど報告を聞きましたけれども、28名の出席だと。1,000円にしたって2万8,000円です。このぐらい市の予算として、せっか

く二十になったけわですので、そのぐらいは記念品としてあげたらどうなかということで、来年もその方向でやるのか、ことしどうだったのかをまずお伺いをいたします。

それから、2点目でございますけれども、公の施設の利用、これは前にも議会に提案されました。それでこの会議については、今後継続されるのかされないのか。これで協定が終わったらいいですよということになるのか、そのほかの事業も考えられないのかということでお伺いをしたいと思います。

というのは、私ちょっと考えたのですけれども、学校給食の給食センターがあります。これは砂川、奈井江、浦臼ですか、これは何か共同でやっているような話を聞きましたけれども、そういう話が出なかったのか、あるいは今後そういうことで検討をする余地があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 1点目の成人式の写真の関係でございますけれども、昨年も御意見、この臨時会のほうでいただきまして、いろいろ中身的に検討をさせていただきまして、ことは自己負担ではない形で進めさせていただいております。昨年までは外注といいますか、写真店の方に頼んで写真をつくってございましたけれども、今年度は、今、写真技術も向上しております、市の職員で撮ったものを、プリントの経費を市が持って、そして公費負担して本人たちに記念写真としてお渡ししたというところでございまして、来年もそのような形で進めていきたいというふうに思っております。

それから2番目の公の施設の関係でございますけれども、せんだって19日に協定調印式が終わりました。それで、これの相互利用、公の施設で社会教育施設の相互利用の関係につきましては調印式が終わって、4月1日から本格的に相互利用が開始される間につきましては会議等が開かれなくて、それぞれが広報なりチラシなりの周知を行っていくということで、相互利用の関係はそのように進めていくと。

それ以外の4市町での連携という形での会議につきましては、またほかのものが、4月以降どのようにやっていくかということになりますけれども、例えば、ことしもやっておりますけれども、指導主事、それからスクールカウンセラー、こういうものの共同配置についての道教委への要請行動、それから先ほどちょっとお話ありました、給食センターの関係もお話ありましたけれども、給食センターもそういう話は出ております。

現状、奈井江と浦臼が一部事務組合でやっているという中で、あとは上砂川の自校給食、それぞれの学校で給食をやっていると。そして、歌志内市は給食センター方式という形でやっておりますけれども、4市町の、昨年ちょっと岩見沢と滝川の食中毒の関係もあって、安全性を重要視した中での検討を進めなければならないということで、その時点での話としては共同でやるということも、当然、経費節減という部分の必要性もありますけれども、共同でやればやるほど食中毒を広く大きくするというようなことも考えられるので、そこら辺を十分考えていかなければならないなという話での会議での意見は出ているところでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 先ほどの教育長の報告の中に4首長のかたい握手という言葉がありまして、そのかたい握手の状態が1月20日に報道されているのですけれども、この報道の中で、今のその学校給食の話もありましたけれども、泉谷市長の話として、神威岳スキー場についても今後、相互利用の舞台に加えたい意向ということで、当然これは社会教育施設の充実、みんなで一緒に使いましょうということで、私もどんどん進めるべきだと思っております。

も、これに対して何か展望というか、見通しがどういふふうについているのか。ないしは、これからそういうことをまとめていくのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 今回のこの4市町間の公の施設の相互利用、これは当面、社会教育施設の相互利用ということで進めた中で、スキー場については社会教育施設として、今のところ当市としては考えていないということで、協議の中からそういったところを外しておりましたけれども、調印式の前段で4首長が懇談をしていた中でスキー場との話もございました。さらに、記者会見の中で質問がございましたので、私どもとしては、当市のスキー場については御承知のように指定管理者制度を活用して実施しているわけでございますので、そういったことも含めて社会教育施設ではないけれども、今後、4市町間の共同利用については、そういった前向きの検討を進めてみたいということで考えたところでございます。

したがいまして、今、具体的にこうするというのではなくて、これからいろいろ課題等もございまして、今、具体的にこうするというのではなくて、これからいろいろ課題等もございまして、今、具体的にこうするというのではなくて、これからいろいろ課題等もございまして、今、具体的にこうするというのではなくて、これからいろいろ課題等も

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今、市長のほうから、社会教育施設として見るのはちょっとということなのですが、今行われている、例えばスキー教室ですとか、やはりそういう教育的な観点で見ても十分通用する施設ではないかなというふうにも思うのですが、どんどんそういうことを進めていただいて、神威岳をこの4市町ばかりではなく、どんどんほかにも知らしめていただきたいなと私のほうは思うのですが、その辺でどうですか。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） そうった4市町に共同利用という形の中で進めていくことによって、神威岳スキー場も利用の拡大を図っていくことは十分承知しておりますし、そういった意味で私のほうでは考えていきたいということでありまして、ただ、先ほど申し上げましたように、指定管理者制度を活用しての管理運営になっておりますので、こういったところを詰めながら4市町間の相互利用につなげていきたいと、このように考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 成人式についてなのですが、ちょっと教えていただきたいのですが、48人の中で進学、就職がどれぐらいいて、あと、市内に就職する方というのは何人ぐらいいるかというのをお聞きしたいのですが、

○議長（山崎数彦君） 阿部教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（阿部幸雄君） 当日出席されました数は28名で、うち9名の住民登録のない方に出席いただいたわけですが、就職されている方とか進学されている方、市内で働いている方、そういった状況は把握してございません。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） こういうのは、市のほうでは全然把握はしないものなのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 阿部教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（阿部幸雄君） 成人式ということで、基本的には成人を祝い、激励する会というようなとらえ方で実施しておりまして、逆に昨今の経済状況からすれば、就職とかも自分の希望するような形になっていない、そういった成人の方も多くいるのではないかと、そういうこともございまして、あえてそういったことを聞くというような形ではなくて、成



人をあくまでも祝福、激励するというようなとらえ方で実施しております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

## 報 告 第 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 報告第1号議案第49号歌志内市債権管理条例の制定について（平成23年12月13日行政常任委員会付託）を議題といたします。

この件について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長川野敏夫さん。

○行政常任委員会委員長（川野敏夫君） ー登壇ー

報告第1号議案第49号歌志内市債権管理条例の制定について。

次のページでございます。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会に閉会中の審査として付託を受けた事件についての審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第98条の規定により報告をいたします。

記。

1、事件、議案第49号歌志内市債権管理条例の制定について（平成23年12月13日付託）。

2、審査の経過、1月19日、委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果、原案どおりに可決をする。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第1号について採決をいたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号歌志内市債権管理条例の制定については、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 議案第1号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君）　－登壇－

議案第1号 歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

議案第1号、歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について。

歌志内市税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定するものとする。

提案理由は、経済社会の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方自治法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第386号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第156号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料で御説明申し上げますので、定例会資料1ページをごらん願います。

歌志内市税条例の一部改正に関する資料でございますが、主な改正内容は道たばこ税の引き下げに伴う市たばこ税の税率の引き上げの改正のほか、市民税の均等割の標準税率の引き上げを行うものでございます。

第95条は、たばこ税の税率の規定でございますが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、道税と市税の増減収の調整を行うためのものでございます。道たばこ税の税率を引き下げ、引き下げ幅を市たばこ税へと移譲するもので、地方税法第468条に基づき、平成25年4月1日から適用するものでございます。

附則第9条は、市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の規定でございますが、退職所得に係る分離課税における控除の適用を廃止するものでございます。地方税法附則第7条に基づき、平成25年1月1日から適用するものでございます。

附則第16条の2は、たばこ税の税率特例の規定でございますが、さきに説明いたしました第95条と同様に、道たばこ税の税率を引き下げ、その分を市たばこ税へと移譲するものでございます。地方税法附則第30条の2に基づき、平成25年4月1日から適用するものでございます。

附則第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の規定でございますが、地方税法施行令の改正に伴い引用条文を整理するもので、通常、災害関連における雑損控除の対象は、災害がやんだ日から1年以内に支出したものが対象となりますが、東日本大震災により住宅や家財に損害が生じた場合に限り3年以内に支出されるものが対象となるものでございます。地方税法施行令第48条に基づき、公布の日から施行するものでございます。

新附則第25条は、個人の市民税の税率の特例の規定でございますが、東日本大震災からの復興を図ることを目的とし、平成26年度から平成35年度まで市民税の均等割の標準税率の引き上げを行うものでございます。東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第2条第2項に基づき、公布の日から施行するものでございます。

以上で資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則第1条は、施行期日でございます。これにつきましては、資料で説明いたしましたの

で、省略させていただきます。

附則第2条は、市民税に関する経過措置、第3条は、市たばこ税に関する経過措置でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 個人市民税の税率の関係なのですが、平成26年度からという実施になりますけれども、500円加算することに対して、当市の平成26年度より加算される人口の推移、何人を見ておられるか。それで、その加算分は幾らになるか、どういうふうに見ているか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 今の御質問なのですが、平成26年度の人口の推移によっては推計はしておりません。しかし、平成22年度ベースで置きかえますと、約90万円が影響額というふうに推計をしております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 今、推計90万円ということは、どういう算式で出した数字でしょうか。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 平成22年度のベースということで、対象人員が1,802人掛ける500円ということで、90万1,000円というふうに推計をいたしました。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 今の財政課長の答弁では、平成22年度という推計で掛けて1,802名の500円ということで90万円。ちょっとこの答弁では私は何ともできないのです。ということは、26年の人口推移を、これは26年からの実施ですから、当然26年度には何名ぐらいになるだろうという推計が今もってしていないとなれば、いろいろな行政の中でそういうたぐいの行政を進めているのかなという疑問を持つからでございます。それで納得できないという話をしたわけですが、ある程度、私はできるのではないかなと思うのですよ。

なぜかという、前にも人口の定住問題でも話していますけれども、大体1年に150名ぐらい減っているのではないのと。5年間で大体、歌志内平均750名減っていますから。そうすると、概算でこのぐらいというものは見通しできるのではないかなとは思いますが、それらも全然26年度に対して、そういう推計も現在していないで22年度でやるということは、前にもお話しましたように、統計が全然ないのではないかと、当市は。

私が昨年9月にも市の業者の作業の統計等を話したときも、平成19年度の実績を話していますよね。そういうようなものをかんがみると、まるっきり統計というか、そういうことがしっかりされていないような気がするのです。今もって、また22年度のことで答弁されると。これ、市長、そういうような答弁をさせているということは、市長としてどのように考えるか。私、市長にちょっとその辺お聞きしておきたいと思うのです。以前にも19年度の統計を答弁させてみたり、これはもう全然その点、だから私は危機管理とかそういうことを言っているわけなのです。26年度で推定の人口、このぐらいになってこのぐらいだというのだったら納得もできますけれども、やはりそういうところしっかりと答弁していただかなかつたらやはり納得できないので、やはり市長、そういう答弁をさせて、市長としてもそれで満足しているかどうか、私その辺も聞いておきたいのです。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） その前に、ちょっと私のほうから御説明申し上げたいと思います。平成22年度のベースを使ったということでございます。先ほど申し上げましたとおり、1,802人というこの人数は、きつともってまだ下がるというふうには考えております。

ただ、普通交付税の算定だとかそういう場合は、大体人口の推移を見ながらやるのですが、金額的に目安として90万円というようなものですから、これが増減しても多大な影響というふうにとらえなかったものですから、大ざっぱに平成22年度のベースで推計をしたということでございます。それ以外の大きな影響があるものについては、それぞれやっぱり精査して、その年度の人口推計というものを使用するようにやっていますし、これからもそういうふうに心がけたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 今回の税条例の関係から、所管課長がお話ししましたけれども、26年度の施行でございます。したがって、その時点での数値を推計すべきだという御質問でございました。それに対しまして、所管のほうでは、いわゆる22年の実績をもってどのぐらいの額が影響するのかという形で推計しまして答弁申し上げたところでございます。

こういった人口の推計を含めまして、また、ほかにも今質問ありましたように、他の統計等の関係につきまして指摘をされている部分、こういったことについては、十分私もその中でいろいろな国の統計、あるいは北海道の統計等を含めて、いろいろな場面で活用できる統計数値というものの、限られたものもでございます。

また、市独自で進められる統計等についても全くなしではございませんので、そういったことにも十分配慮しながら、当然そういった長期の計画等については、推計をするのが、進めるのが、これがベターだということについては私もそう思っております。ただ、いろいろな統計上の公表できる面についての対応も考えながら進めておりますけれども、特に市独自で統計をとるべきものということについては、できるだけ単独の調査を進め、あるいは単独の推計をしながら進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、そういった統計事務についての数値については、限られた中での公表ということになってまいりまして、相当公表もおくれる統計もでございます。そういった面も考えながら、今後につきましては、推計をできるものについては当市独自の推計をもっているいろいろな計画等を進めてまいりたいと、このように思っています。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 議案第1号について討論をさせていただきたいと思っております。

今回の市税条例の改正は、昨年末に国会で既に可決されたものでありますけれども、その内容に大きな問題点が見受けられますので、討論したいと思っております。

東日本大震災の復興費用を財源として、約19兆円のうち、全国自治体が行う緊急防災、減債事業の地方負担分など年間8,000億円の費用を賄う増税策として、低所得者や被災者を含めて個人住民税の均等割が引き上げられる内容となっております。これは、個人や中小企業に8.8兆円もの増税を課しているにもかかわらず、大企業には一切負担を負わずに、逆に25年間で約20兆円もの減税が実施されるところに問題があると思っております。

リーマンショック後の景気後退の時期に内部留保を積み上げる大企業に、これほど大規模な恒久減税を行う必要はなく、これでは復興財源を確保するどころか、法人税減税の穴埋めのために国民に増税を押しつける形になることから、財政破綻を一層深刻なものにすると思います。

財界奉仕の材料優遇、これが国民への一方的な増税、負担増である今回の復興財源特別措置法は、支払能力に応じた負担を凶るのが当然と考えます。このように国が示す方向性に問題があれば、自治体からその問題点を追求することも住民の声を代弁する我々の役割だと思っております。

このことから、今回のこの歌志内市税条例の一部改正に関する条例に対して賛成しかねますので、討論とします。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 反対する議員の発言がありましたので、賛成する議員の発言を求めます。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ただいまの議案に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

このたびの改正につきましては、東日本大震災復興基本法に基づき、この理念の復興のため地方公共団体が実施しなければならない防災施設に要する費用の財源を確保するためのものがございます。臨時の措置として、個人住民税の均等割、標準税率の引き上げなどがなされ、いずれも既に改正された地方税法を初めとする法律的に基づいた改正でございますので、この議案には賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第1号について採決をいたします。

ただいまの議案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

## 議案第2号及び案第3号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第2号と日程第8 議案第3号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 一登壇一

議案第2号歌志内市立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定について御提案申し上げます。

歌志内市立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例を別記のとおり制定するものとする。

提案理由は、歌志内市立特別養護老人ホームしらかば荘を社会福祉法人北海道光生舎へ無償譲渡するため、歌志内市立特別養護老人ホーム条例を廃止しようとするものです。

歌志内市立特別養護老人ホームしらかば荘は、昭和59年2月に完成し築27年が経過した建物で、昭和63年、平成8年に増築をし、施設の充実を図ってまいりました。

特別養護老人ホームしらかば荘は、日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所し、入浴、排せつなどの日常生活の介護や健康管理が受けられる介護老人福祉施設でございます。

平成21年度より北海道光生舎を指定管理者として運営を行っておりますが、平成22年1月に施設の譲渡に関する要望書が提出されております。要望では、開設当時と比較し、昨今では入所者の高齢化・重度化が進み、施設の設備も入所者の実態に合わなくなっており、入所者へのサービス向上を図り、安心・安全、清潔な施設生活を確保するため、ADL、これは日常生活動作を言います、それに合った施設設備に改修する必要が急務であると判断している。その施設整備や改修には約9,000万円の工事費用が必要と試算しているが、この費用については北海道光生舎が負担することとしているものの、設置主体が歌志内市であることから、高額な工事を行った場合の公の財産上や経理処理上の問題などについて、空知総合振興局、当時、空知支庁に提出したものでございます。そこから指摘があった。このことについては、指定管理者制度上で解決することは極めて困難であり、解決方法として指定管理から譲渡を受けることが求められると判断し、要望に至ったものでございます。

市といたしましても、譲渡により、しらかば荘を利用する入所者、短期入所事業を利用する当市の高齢者等へのサービス向上をもたらすものと考え、譲渡に向けて検討を進めてきたところでございます。

検討の中で支障となっていたのが、敷地の一部が道有林であり、市が北海道との賃貸借契約により借り受けている部分があり、このうち、当該用地の買収について、北海道空知総合振興局森林室と交渉を重ねてきたところではありますが、買収単価に双方の考えに開きがあることから買収を断念し、やむなく道有林敷地賃貸借契約を転貸借とすることについて道と協議し、転貸借は可能であるとの確認を得たものであります。

これによりまして、北海道光生舎への施設譲渡に関し支障となるものがなくなったことから、要望どおり北海道光生舎に無償譲渡するため本条例を廃止しようとするものであります。

また、この条例廃止に伴い、関連する議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用、または廃止に関する条例並びに歌志内市介護サービス条例の一部改正する条例と関連しておりますので、附則により改正するものでございます。

次ページの本文に戻ります。

歌志内市立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例。

歌志内市立特別養護老人ホーム条例（平成19年条例第25号）は、廃止する。

附則に参りますので、臨時会資料の2ページとあわせてごらん願います。

附則。

1、施行期日でございます。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用、または廃止に関する条例の一部改正。

2、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用、または廃止に関する条例（昭和39年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

3、歌志内市介護サービス条例の一部改正でございます。

歌志内市介護サービス条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び指定介護福祉施設サービス」を削る。

第2条中第11号から第16号まで削る。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条、市が行う介護サービスを言います。この条例において、市が行う介護サービスは、法第8条第7項に規定する通所介護及び法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護サービスとする。

次、名称及び位置でございます。

第4条、前条に規定するサービスを行う事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、歌志内市デイ・サービスセンター。

位置、歌志内市字文珠244番地2。

第5条第1号中「第1号及び第2号」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 削除。

第6条中「又は施設」を削る。

第7条第1項ただし書中「、第4号」を削り、同項第5号及び第6号を削り、同条第3項中「又は施設」を削る。

別表を削る。

以上でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

続きまして、議案第3号財産の処分について御提案申し上げます。

下記により、建物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、譲渡する建物の概要。

名称、歌志内市立特別養護老人ホームしらかば荘。

所在地、歌志内市字神威280番地。

家屋番号、280番1。

構造、鉄筋コンクリート造陸屋根2階建。

面積、2,005.14平方メートル。

2、譲渡の相手方。

赤平市錦町2丁目6番地、社会福祉法人北海道光生舎、理事長高江智和理。

3、譲渡予定日、平成24年4月1日。

提案理由は、歌志内市立特別養護老人ホームしらかば荘について、同施設の指定管理者である社会福祉法人北海道光生舎からの要請により、同施設の改修工事を前提として無償譲渡するため、法令の定めるところにより、議会の議決を得ようとするものでございます。

社会福祉法人北海道光生舎では、指定管理者となった平成21年度に入所者の高齢化・重度化にかんがみ、入所者の方々に安全で安心した快適な生活環境を提供しようと、約9,000万円をかけて施設の改修や設備の充実を図ろうとしましたが、北海道から市の公の施設に対する高額な工事における財産の問題、社会福祉法人における経理上の問題が指摘され、指定管理者制度上での解決は困難なことから、平成22年1月に同社から本市に対し、施設の譲渡に関する要望書が提出された次第でございます。

同社からの要望では、施設開設時と比較し、入所者の高齢化、重度化が顕著であり、ADLに合った施設改修を必要と考え、その費用は本市に求めないこととしております。しかし、施設の設置主体者が歌志内市のままでは、この改修工事の認可が北海道からおりないことから、

施設の譲渡が不可欠となったところでございます。

このたびの同社からの要望は、施設の改修を前提としており、利用者への安全で安心した快適な住環境が今後確保できる見込みであることから、要望どおり北海道光生舎に建物を無償譲渡しようとするものでございます。

なお、建物の平面図につきましては、定例会資料6ページにございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

---

午前11時19分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

これより、議案第2号歌志内市立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例の制定についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） しらかば荘の譲渡に関するということで、今、話があったわけですが、まず2点ほど質問をしたいのですが、この譲渡に対して北海道から道有林を借りていた、そんな関係で、これからも北海道から賃貸という形、そして転貸借という形をとることによって譲渡が可能になったということと、これはADLの入所者が多いところから、サービスの向上を図るために施設といった整備が必要だと。さらには、これは北海道光生舎からしらかば荘に対する譲渡に関する要望書というものが資料に出ているわけですが、トイレや浴槽などと同時に外観のきれいさも改修するに値するところから、譲渡していただいて光生舎のほうでその整備をするという内容のものであります。

それで、まず北海道の所有している土地を借りて、それを転貸借する。これによって譲渡は可能になったということ。それから9,000万円ぐらいかかるであろう費用がかかるのだということも記されてあるのですが、これはどういったところまで整備するものなのか、そういった内容を押さえているのであればお話ししたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） まず土地の関係でございますけれども、歌志内市が北海道から土地を借りまして、この借りた土地を無償で光生舎に貸与するというのが1点目でございます。

それから、9,000万円の内訳でございますが、具体的に工事名幾らということは差し控えたいと思えます。今、議員さんが御指摘のとおり、当時の開設の基準と今の現状とは、先ほど冒頭でお話ししましたとおり、かなり変わってきておりまして、また高齢者の重度化という部分が進んでおりますので、それに合った施設改修が必要となっております。

工事の内容のもので1階、2階のトイレの改修がかなり大きくなっております。従前、車いすで入れるはずのトイレのブースなのですけれども、中で旋回ができなかったりとかという部分の支障が多分に出ております。1階、2階の便所、それから浴室、浴室も相当老朽化が進んでおりますし、以前、委員会の視察でもごらんになっていただいたのですけれども、当時の対応の車いすごと浴室に入って入浴するのですけれども、例えば中で排便などをした場合、お湯を全部抜きかえなければならぬ。また、タイルも相当老朽化してはがれてきているということで、これも大幅な改修が必要となっているところでもあります。それから大きなものは、施設



の外壁の塗装です。これがかなり大きな金額です。これらを合わせて約9,000万円という工事の内訳となっております。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 無償で転貸借という形でということなのですが、要するに道に対するその使用料というのは歌志内市で払って、それを無償で貸すということになるかと思うのですが、それが半永久的にそういう形が続いていくのか、まずそれが一つと、それと、先ほどちょっとお話しさせていただきました要望書、この中に施設譲渡の必要性という一番最後のくだりに、費用負担などについては市議会の議員協議会や所管の常任委員会への説明機会を設けていただければ幸いと存じますという、そんなようなもののくだりがあるのですが、直接しらかば荘を指定管理者としている北海道光生舎と我々議員に対する説明というものがなされなかったわけですが、なぜこのような要望書が出ているのになされなかったのかを質問したいと思います。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） まず1点目の転貸料の関係でございますが、今現在も北海道のほうからその敷地については有償でもって年額3,000円でお借りしているところでございます。これでもって土地を整理すれば、しらかば荘の分としましては2,965平米でございます。それによる転貸料は年額1,870円という金額になろうかと思っております。この年額1,870円を市で北海道に支払うのですが、これについて公共性の関連から永久というか、施設が建っている部分に限りまして、市のほうで支払をするというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 2点目の法人の説明の機会云々でございますけれども、市といたしましては社会福祉法人からこの要望について要望書をいただきまして、この内容を十分踏まえた中で各委員会、または代表質問にお答えいたしておりまして、この辺の意は伝えたものと理解しておりまして、あえて法人からの説明の機会は必要ないというふうに判断して行っておりません。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号について採決をいたします。

本件は、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づく議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用、または廃止に関する条例第4条により出席議員の3分の2以上の同意を要しますので、起立によって採決いたします。

本日の出席議員は8名であり、その3分の2は6名であります。ただいまの議案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） ただいまの起立者は全員であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号財産の処分について質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 二、三点お伺いをいたします。

まず、議案を見ますと、建物の無償譲渡とありますけれども、この建物は現時点で固定資産の評価額は幾らぐらいになるのかをお尋ねいたします。

②でございますけれども、土地については市有地と道有地があるようでございますけれども、市有地についてはどのような考え方をしているのか。また、現在の市有地の面積、道の面積は先ほど聞きましたのでよろしいですけれども、市有地の面積はどのぐらいあるのかをお伺いいたします。

それから③、この議案については、財産の処分であるということで、私はちょっと、今、二、三市町村調べておりますけれども、まだ返事が来ないから私もよくわからないのでお伺いをしたいと思いますけれども、財産の処分でございますので、この議案については不動産だけでいいのか。例えば、土地もやるとすれば当然、建物と土地がこの議案の中に入ってくるのではないかというような気がしているのです。

それで、ここの施設については高価な備品が相当あるはずなのです。特に施設のベッドですか、これは恐らく入所者がああいう状態でございますので、介護用ベッドが全部ではないかと、私はそういう気がしております。介護用のベッドは、個人で買うと1台40万円から50万円するはずなのです。それで、特にそのベッドについては、ショートステイを含めて56台ぐらいあるのではないかというような気がいたします。

そこで、この備品の扱いというのですか、処分というのですか、これ備品も財産でございますので、その処分をどのように考えているのか。議案の提案の仕方が、私も先ほど申しましたように、今、二、三市町村調べているのですけれども、まだ返事が来ないのでわかりませんけれども、その辺、私もわからないのですけれども、ちょっと疑問がありますのでお伺いをしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ただいまの質問につきまして、1点目と2点目について私のほうからお答え申し上げたいと思います。

1点目のしらかば荘の固定資産の建物の評価額でございますが、1億3,295万8,208円が現在の固定資産の評価額でございます。

2点目の市有地の関係でどのように考えているかということでございます。市有地につきましては、253.12平米でございます。あと残りの2,965.60平米が道有地でございます。

それで市有地につきましては、先ほども申し上げました施設の目的と福祉の観点から申し上げまして、無償で貸し付けを行いたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 備品の関係でございますけれども、基本的には建物同様、無償で譲渡ということを考えております。

今、議員さんのほうから指摘がありました高価な備品ということでございますけれども、うる覚えですが、62ベッドがございまして、このうち市で備えているものは18が電動のベッドでございます。この18のうち、寄贈をされたものが9台、残り9台が自費で買ったもので、備品台帳でいきますと約250万円の価格で購入したことになっております。

私も考えたのですけれども、今言った施設内には相当備品がございまして、大なり小なりあるのですけれども、厚生労働省で行っております補助基準の中に各備品の耐用年数が明確に記載されておまして、この備品の分類からいたしますと、例えばベッドについては8年が耐用

ということで、平成15年に買い備えておりますので、準用すると価格はゼロになってしまうというのがまず1点。

それと、今現在行っている協定の中で、備品の購入については50万円以上は双方協議して行うという項目があるのですが、法人ではこれまでにこの備品等を含めて2,600万円ほど投資していただいております。今言いました電動ベッドも先般38台購入したり、それから冷凍冷蔵庫も50万円以上のものを購入したり、それから各施設の改修、壁の塗装だとかできる範囲のものは相当していただいております。

それで、指定管理者の中でこの2,600万円という金額をいただいている部分も踏まえて、新たにこの備品について要求するというものはいかななものかという部分ありまして、これら大きな部分2点を勘案して無償という考えを結論に至ったわけでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 評価額についてはわかりました。それで、この建物を建てる時に恐らく補助金、あるいは起債が使われていると思うのですけれども、その関連はどうなるのかをお伺いしたいと思います。

それから、備品の関係でございますけれども、私の聞いたのは、この議案第3号の財産の処分でございますので、先ほど特にベッドのことを申しましたけれども、ここの施設については先ほど申しましたように、高価な備品がたくさんあります。それで、ベッドを取り上げたわけでございますけれども、例えば車いす何十台だとか、それからテレビが各部屋について何台だとか、こういうことがあると思うのですけれども、この議案について、その処分の仕方について聞いたのですよ。

それで、先ほどの答弁の中で38台だか光生舎でベッドを買ったというような話があったのですけれども、もともとあったものを更新したのだと思うのです。そうした場合に、そのもともとあったベッドの、これは財産の処分ですからついでお伺いしたいのですけれども、財産の処分の手続、手順というか、それをお伺いしたいと思います。

なお、この議案については最終的な所管というのか、法制担当と申しましょか、それは総務だと思うのですけれども、法制担当のほうで、先ほどから言っていますように、備品を含めたことも議案の提案の仕方が正規なのか正規ではないのか、その辺をお伺いしたいのです。

私どもも、この議案の提案の仕方がちょっと疑問があるものですから、その辺をきちんと、これで自信を持っていいのですよということになるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 1点目の起債の関係でございます。起債は、残債が1,063万2,484円、23年度末でございます。平成35年度までの償還がこれから続くということでございます。

それと、財産処分の手続、手順についてということでございます。これにつきましては、市の条例、財産の交換譲与、無償貸付等に関する条例の第7条、物品は次の各号の一つに該当するときは、これを譲与し譲渡することができるという条項がございます。この中に、次の各号の中に公益上の必要に基づき、その他公共団体又は私人に物品を譲与するときということでございますので、市長の裁量でもって公益上必要であると認めて、この条例に基づき譲与するというように考えております。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 備品の関係でございます。先ほど申しましたベッド等については、法人のほうから一応書面で文書をいただいております、それについて、例えばベッド

を入れかえたときの廃棄処分の許可はしております。ただ、その後、私どものほうの台帳の整備はまだいたしていません。今年度末で指定管理が切れるものですから、その時点で精査して行うという考えでございまして、これについては失念を申し上げます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 先ほど森脇課長が言いましたように、市長の裁量ということで、この中でも償却資産の関係、高価なものというのはどういうものかということを見て、結局、不平不満ではないですけれども、公平公立にやるためには、それらの高価な償却資産はどういうものかという範囲、それらを超えた場合については確かに財産の処分のほうに、議会にお示しすることが必要かなと思いますけれども、これについては事業の継続ということでございますので、それらの備品の内容を精査いたしましても、これを無償譲渡しても差し支えないものということで、市長の裁量ということで取り扱いさせていただいたと、今回についてはそういういただいたということでございます。

この財産の処分については、建物、土地、償却資産ということで固定資産税上のものが対象になろうかと思っておりますけれども、きちんと公平公正な形のものについては公に示して、議会の議決を得ることは必要だと思いますけれども、今回のように使う償却資産の目的については建物と同様に無償譲渡ということで内部で検討を進めておりましたので、こういう形をとらせていただいたということでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 確認をいたします。議案の中には、財産の処分についてということで、下記により建物を無償譲渡すると、地方自治法云々と、こう提案がございまして。そうしますと、今後こういうこともあるかと思っておりますけれども、建物の無償譲渡の中にそういうたぐいのものも全部含まれるという解釈でいいのか。しつこいようですけれども、建物の無償譲渡ですから、我々が見た場合は建物だけなんだなというような感じがするものですから、この議案第3号で全部そういう備品も含めて処理をしていいのかということをお伺いします。

それから、備品の処分ですけれども、相当前に議会で指摘がありまして、例えば市長の公用車を職員が買ったとか何とかということで、それはうまくないと。だから処分をするのであれば、やっぱり公売をすべきだというような経緯がございまして、そういうものを公募して入札というのか、入札までいくかどうかかわからないのですけれども、売ったよというような経緯がございまして。

それで私が言うのは、介護用ベッドというのは個人で買うと非常に高いものなのです。それで、歌志内もそういう人がだんだんふえてきているので、もう処分してしまっているから、どこかに投げたのか何かわかりませんが、そういうことで安く分けてあげるとか、そういうことを今までやってきて、なぜここで光生舎が何十台だか買ったよと、今まであったものは処分しなければならぬわけですから、なぜそういうことをしなされたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 私の方から1点目の建物の無償譲渡の議案の関係でございしますが、この議案に乗っております建物の処分については、償却資産等備品関係はこの議案の中には入っておりません。先ほども申し上げましたとおり、財産という普通財産に切りかわるのですが、普通財産に切りかわってこれを処分するというのであれば、不動産と一部備品、一部備品というのは具体的に申せば、航空機だとか船だとか、そういう特別な備品でございまして。

それ以外については、不動産とか特別な備品につきましては、地方自治法96条に従いまして議会の議決を得るということになっておりますので、今回、上程、議案として上げたのは、この建物の無償処分ということのみの議案でございます。備品は先ほど申し上げましたが、これにつきましては市の条例、財産の交換譲与、無償貸付等に関する条例、これに基づきまして公益上必要があるということで、市の内部で譲与を決定しているということでございます。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 備品の関係の処分ですが、廃棄した38台のベッドは開設時からあります普通のベッドでございます。お話しいただいたときに、この品物どうしようかということで立ち合ったのですが、かなり古くて汚れてもいますし、廃棄ということの結論で処分いたしました。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回の無償譲渡なのですけれども、市が今までいろいろ管理していた時期から、指定管理者として光生舎さんが見始めてから、利用者やケアマネさんとかはかなりよくなったと、すばらしい体制でやってもらっているということで、光生舎さんに引き続きやってもらえればいいのではないかという話はいろいろ聞きます。

ただ、残念に思うことは、市としてこういったきちんとした施設を一つでも二つでも管理して、市民とか市外の方からも歌志内はこういう施設が充実していると思ってもらえることが充実していることの一つだと思うのですけれども、時代の流れもあって、民間の会社に譲渡という形も多くなってきているのかなと思います。

そこで、完全に光生舎さんに建物やこういったもの全部譲渡するというので、市が関与することが多分できなくなってくると思うのですけれども、今後、光生舎さんに対してどういった形で市としては見ていくのかというのと、今後、老人がふえて、高齢者の方がふえてきて、市内、市外の方も多分多くなってくると思うのですけれども、そういったときに似たようなこういう施設をつくるときに、市としては全然つくらないという形になるのか、それをお聞きしたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 1点目の民間への譲渡ということで、これにつきましては、基本構想等を含めて福祉施設についても指定管理者制度を活用しながら維持管理をしていくと。そして、将来的には民間への譲渡も考えていくという形で福祉施設について進めてきたところでございます。したがって、今回、要請出てきましたけれども、両者のサービス等含めた中で、あるいは施設そのものの維持管理等を考えた中で、光生舎さんからの要望にこたえたということでございます。

今後の考え方ということで、これから高齢者がふえて施設が必要になってくるといったときの対応ということでございますが、これについては、その時点時点での行政、あるいは近隣の状況を考えながら判断していくことになろうかと思います。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 原田議員の質疑の中から、ちょっと私も疑問を持った点、何点かございますので質疑をしたいと思います。

まず一つには、先ほど総務課長の答弁では備品などについては継続事業の場合ということで、市長の裁量だけでいいような処分ですね、無償譲渡ですね、備品の、そんなふうを受けとめたのですが、備品の場合でも償却資産の場合は、私は自治法上、議会に議決しなくても自治

法上問題はないのか、それをまず確認をしておきたいのと、先ほど原田議員のほうからは、備品の簿価上の償却資産として簿価上幾らあるのか、全体で。車もあると思いますので、先ほど車の話が出ていなかったのですが、車も含めて簿価上、帳簿上どれだけ残っているのか、それをお聞きしておきたいのと、私は、たしか自治法上で規制されているのではないかなと思うのです、この備品償却資産の場合も。この辺について重要なところなので、答弁いただいております。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 先ほどもお話ししましたとおり、財産の処分について地方自治法上、制限を受けるという中身なのですが、先ほどもお話ししたとおり、建物、土地という不動産、それに付随しまして、特別な備品として航空機だとか、船舶だとか、そういう特殊な備品については、この適用を受けるということでございます。

それで、一般的な備品につきましては特に定めがなく、したがって、市の条例に基づきまして、その処分を決めているということでございます。

それと2点目の備品の帳簿上の金額ということでございますが、それについては少し整備しなければいけないのですが、現在のところ、その整備が完全に終わってなくて、光生舎への引き継ぎまでには整備を終わらせたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） まず一つには、先ほど船とか飛行機は備品の部類で答弁していますけれども、私は備品の部類にならないと思います。飛行機や船は。乗り物としてきちんと出ているはずで、税法上。備品という扱いにはなっていないと思います。たしか定率法とかのかかわりで。

それから、それはそれとして、私は償却資産だからということで前もって言っているのです。それで自治法上問題ないのかと。問題あるのかないのか、それだけ答えていただきたい。問題ありませんなら問題ありませんと、そして議会に議決をする必要ないと、そういうふうにご答えていただきたい、答弁としては。そういう意味で聞いているのです。

それから、備品の簿価上の帳簿の話は私したのですが、それが整備されていないというのは、全くもってちょっと疑問を感じるのです。ということは、既にこういう財産の処分を譲渡するというところで議会に提案をしながら、土地と建物がわかっている中身だけは整理しないとわかりませんと、これは答弁に全然なっていないと思うのです。

当然きちんと整理されて、この財産の処分の相手方と備品はこれだけありますとか、これはどういうふうにしますかとか、先ほど2,600万円ほど使わせているから、これについてはそれで相殺するようなお話でございました。それはそれでいいのですよ。いいけれども、やはりきちんと議会にその辺も説明責任あると思うのです。それを、説明責任も整理しないとだめですよなんていったら、いつ説明していただけるのか。

それと本来であれば、やはり備品に関して議会に資料として添付するのも親切なのです。図面だけ添付して、建物の、備品はこれだけあります、それで簿価上これだけありますと、そして提案するのが私は筋道だと思うのです。議会軽視だと思うのですよ、全くの。これ、市長、整理してからでなかったらこたえられないというのは、市長もどういうふうにご考えているのですか、これ。私は本当に疑問を持ちますよ。こうやって質疑しないとこういうものが浮き出てこないということに対して、私は問題だと思うのです。いかに議会を軽視されているかということなのです。今までたびたびありましたけれども、こんなに私も強く言ったことありません。だけれども、今回は全く議会軽視ですよ、これ。これについて、しっかりとした答弁

をください。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 備品の関係で、ちょっと補足させていただきますけれども、備品台帳というのがございまして、この台帳の整理が整っていないという説明でございます。

実際、今現在、光生舎と私どものほうでは協定書を結んでおりまして、備品については貸与している備品すべてについて書面で掌握しております。ですから、これらについて先ほど言いましたように、ベッドを入れかえたときの、廃棄したベッドの台帳上の処分とかいう部分の整理という意味の説明でございますので、今の部分で御説明申し上げます。

○議長（山崎数彦君） 休憩時間となりましたが、会議を続行いたします。

理事者答弁、泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 今回の財産の処分の内容等を含めて、議会軽視等を含めて、そういった厳しい質問がございました。

先ほどから答弁申し上げますように、手続、手順等、これらについて庁内、あるいは担当所管と協議いたしまして、こういった形で提案しているという内容でございまして、指摘されていることについてもそれぞれ協議をした結果ということで受けとめております。

自治法上で96条関係の議決を必要とする、いわゆる財産の処分、これは不動産とそれから償却資産等を含めた一定のものをということで、船舶、航空機等があるというようなことでも所管課長から説明をし、いわゆる法で言う自治法上の関係については説明をしたという理解をしております。

また、備品の関係につきましても、市の条例に基づきましてこれらの処分ができることになっておりますけれども、理由、内容等を含めてそれぞれ内容を協議し、今後継続したこの事業への使用する備品ということの判断のもとに条例で対応をしていくということで、統一した見解の中で議案として提案したところでございます。

したがって、私どももそういったことにつきましても、関係所管等を含めて、関係所管連携をとりながら内容を精査して、議案を提出したつもりでございます。

○7番（谷秀紀君） 議長、ちょっと答弁漏れがあるのだけれども、自治法上問題ないのかあるのか、議会の議決は必要とするのかしないのか、この辺について答弁していただきたいということは総務課長の答弁だと思っただけだけれども。これもしっかりとした答弁をいただきたいと思うのですが。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 必要はございません。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第3号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 4 号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第4号平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） —登壇—

議案第4号の一般会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第4号平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）。

平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額は変更なし。2項は省略いたします。

2ページをお開き願います。

歳入はありませんので、事項別明細書の歳出を御説明いたします。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

8款土木費5項住宅費1目住宅管理費13節委託料54万6,000円の増額補正は、短期間での大量降雪に伴う改良住宅及び公営住宅に係る除雪委託料の増であります。

次に、12款1項とも公債費2目利子は、財源区分の変更であります。

次に、15款1項1目とも予備費54万6,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整であります。

以上で、議案第4号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今の説明の中で、大量降雪というのがありましたけれども、現在、降雪量はどのぐらいなのか。昨年は余り比較にならないのですけれども、一昨年、22年度は66センチということですのでけれども、現在はどのぐらいなのか。

それと、除雪委託料54万6,000円ですか、これの具体的に手当てする内容はどのようなことなのか。

それと、報道でありますように、ほかの自治体では億単位の補正、ないしは1,800万円ほどの補正というふうに報道されているのですけれども、歌志内の場合は今回この54万円程度の補正で大丈夫なのかというふうな算出の方法をお尋ねしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 今の御質問にお答えいたします。

降雪量でございますが、消防のほうのデータで、きょう現在で7メートル39でございます。今回補正した住宅の関係でございますが、特に住宅につきましては、幹線道路については委託料、建物周辺の除雪については工事請負費ということで予算計上させていただいております。

このたび、大量の降雪があったことによりまして補正するということにつきましては、大きな要因として大量の降雪があったからということですが、内訳といたしましては大量な雪による拡幅除雪が非常に多くなったところでございます。



また、当初想定していた路線よりも120メートル程度延びました。その120メートル延びたという原因につきましては、1棟4戸の長屋に1件しか住んでいないという部分が4棟ございまして、そこにつきましては、基本的には入居者の皆さんで協力していただければいいのですが、できない状況もございますので、そういった部分の除雪に入ることによりまして、今回の補正の実数として計上されております。

今後の除雪につきましては、住宅につきましてはこのとおりの理由で補正させていただきますが、道路関係につきましては、まだ想定量に達していないという状況でございますので、このままの降雪量、過去3年間の平均の降雪量でいきますと、大体予算の範疇におさまるかなと思います。今現在7メートル39センチというデータでございますが、昨年11月、12月の累積でいきますと過去にない降雪量でございますが、1月の降雪量が極めて少ない状況でございますので、2月、3月の状況によって変わることがございますが、また2月、3月にある程度のまとまった雪が降りますと、道路のほうも議会の議決をいただいて補正するということもあり得るかなと思います。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） わかりました。

予算を立てるときに、全市的に除雪の車両が1回動きますよと。そのときに、1回出動すると幾らぐらいかかるという費用が算出されていると思うのですけれども、これは例えば歌志内の場合、ことしは何回分出動するような予算で計上しているのですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 除雪の予算につきましては、市道、今回の補正をさせていただきます市の住宅の幹線道路、この委託料につきましては、34回の予算計上をしております、きょう現在で26回出動しております。

以上でございます。

○2番（川野敏夫君） 1回にどのぐらいの予算をしているか。

○建設課長（柴田一孔君） 1回当たり100万円前後になります。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

## 閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、平成24年歌志内市議会第1回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 0時12分 閉会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      山      崎      数      彦

署名議員      湯      浅      礼      子

署名議員      女      鹿              聡